船橋市私道補修要綱

(目的)

第1条 町会・自治会等の申請に基づき、第3条に規定する私道を、市の負担に於いて 補修することにより、通行の安全を図るものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 私道とは、道路法(昭和27年法律第180号)に定める道路以外のもので、 敷地が私人の所有であり、現に一般の通行の用に供されているものをいう。
 - (2) 私道補修とは、私道の小規模な路面及び道路付属施設の補修作業をいう。
- (3)公共施設とは、学校、公園等のほか国又は地方公共団体が所有する施設をいう。 (補修対象私道)
- 第3条 私道補修の対象となる私道は、両端が公道に接しているもの、又は公共施設と 公道を結ぶ道路であり、不特定多数の人が利用するものとし、かつ、次に掲げる 条 件を満たすものとする。
 - (1) 日常一般の交通の用に供するものであること。
 - (2) 建築基準法に該当する道路であること。
 - (3) 舗装及び道路排水施設が整備済みであること。

(申請団体)

第4条 補修を受けられる団体は、町会及び自治会等とする。

(私道補修対象作業)

第5条 補修の対象となる作業は、次のとおりとする。

区 分	内容
舗装	小規模な舗装の修繕
排水施設	単体の集水桝等修繕(布設換えは含まない)
	小規模な側溝等修繕
安全施設	単体の車止め等修繕
	小規模な防護柵等修繕
その他	特に必要と認められる小規模な道路付属施設修繕

(私道補修の申請)

第6条 私道補修を依頼する団体は、私道補修申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

この要綱は平成22年 5月17日から施行する。 この要綱は平成30年 6月 1日から施行する。

年 月 日

船橋市長 松 戸 徹 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

私 道 補 修 申 請 書

私道補修について下記のとおり申請します。

記

- 1. 申請場所 船橋市 丁目 番地先
- 2. 申請理由
- 3. 添付書類 誓約書、位置図、その他

船橋市長 松戸 徹あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

誓 約 書

私道補修の申請に当たり、下記事項について厳守することを誓約いたします。

記

- 1. 本申請物件に係わり、紛争が生じたときは団体が責任をもって解決します。
- 2. 道路陥没等の原因が地下埋設物による場合は、市の補修完了後、速やかに団体が責任をもって地下埋設物管理者に修繕を要請し、原形復旧させることを約束します。